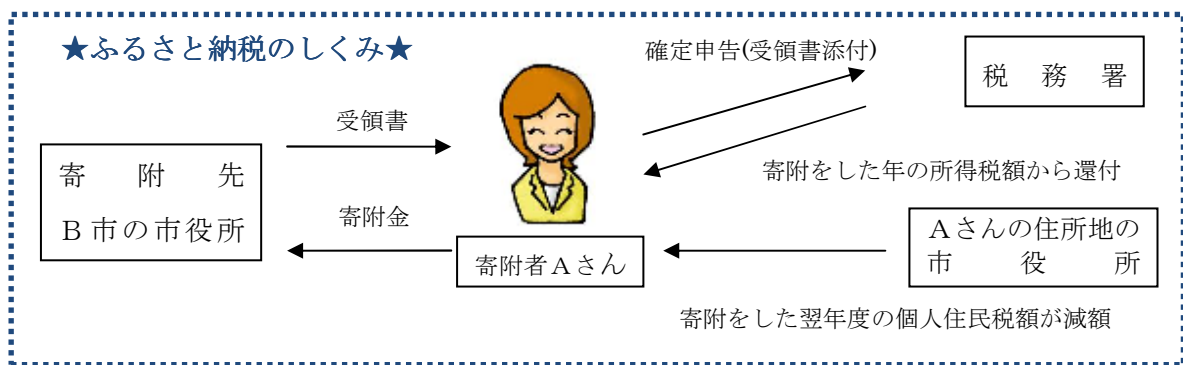


みなさんは「ふるさと納税」をご存じでしょうか。個人が都道府県・市区町村に寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税・住民税と合わせて全額が軽減される（確定申告により控除をうけられる）という制度です。例えば、AさんがB市に10,000円を寄附したとします。10,000円から2,000円を差し引いた残り8,000円が所得税と住民税から減額されるものとイメージしてください。

「ふるさと納税」という名称ですが、自分の生まれ故郷の自治体だけが寄附の対象ではありません。応援したい県や被災地の市区町村など、どこでも構いません。自治体によっては寄附の特典として寄附金額に応じて果物、お米や海産物などの特産品が届けられます。



さて、自治体への寄附金の額に上限はありませんが、2,000円を超える部分が全額軽減されるように寄附したい場合の寄附金はいくらになるか、一定限度額が気になるところです。総務省のホームページに「[2,000円を除いた金額控除される寄附金額の目安](#)」が寄附者本人の家族構成のパターン別に公表されていますので、一部抜粋して紹介いたします。(単位:円)

寄附者の 給与収入	独身又は共 働き	夫婦又は共 働きで子1人 (高校生)	共働きで子1 人(大学生)	夫婦と子1人 (高校生)	共働きで子2 人(大学生と 高校生)	夫婦と子2人 (大学生と 高校生)
500万	34,000	30,000	27,000	24,000	22,000	17,000
1000万	94,000	90,000	88,000	85,000	83,000	79,000
1500万	195,000	190,000	188,000	184,000	182,000	176,000
3000万	523,000	516,000	514,000	509,000	507,000	500,000

※「夫婦」は、寄附者の配偶者に収入がないケース（寄附者本人が配偶者控除をうけている場合）です。

※「共働き」は、寄附者本人が配偶者（特別）控除の適用をうけていないと仮定します。

※高校生は「16歳から18歳の扶養親族」を、大学生は「19歳から22歳の特定扶養親族」です。

※中学生以下の子供は、計算上加味する必要はありません。

上記はあくまでも給与所得のみの場合の目安で、総務省のホームページでは、控除額の上限をシミュレーションできるようになっています。給与所得以外の所得がある場合の目安につきましては、弊社担当までお問い合わせください。なお、控除をうけるためには確定申告が必要ですので、ご注意ください。  
(文責 谷村 英子)